



2025 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 サ ン バ イ オ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 敬 太
(コード番号：4592 東証グロース)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 角 谷 芳 広
(T E L . 0 3 - 6 2 6 4 - 3 4 8 1)

海外募集による新株式発行に係る発行価格等の決定に関するお知らせ

当社は2025年11月6日付の取締役会において決議しました海外募集による新株式発行（以下「本海外募集」という。）に関し、下記のとおり、発行価格等を決定しましたので、お知らせいたします。

記

海外募集による新株式発行

(1) 発行価格（募集価格）（注）	1株につき	金2,487円
(2) 発行価格（募集価格）の総額		14,922,000,000円
(3) 払 込 金 額（注）	1株につき	金2,377.64円
(4) 払 込 金 額 の 総 額		14,265,840,000円
(5) 増 加 す る 資 本 金 及 び	増加する資本金の額	7,132,920,000円
資 本 準 備 金 の 額	増加する資本準備金の額	7,132,920,000円
(6) 払 込 期 日		2025年11月21日（金）
(7) 受 渡 期 日		2025年11月25日（火）

（注）引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておりません。なお、この文書で言及されている当社の新株式の発行に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

＜ご参考＞

1. 発行価格（募集価格）の算定

(1) 算定基準日及びその価格	2025 年 11 月 6 日（木）	2,734 円
(2) ディスカウント率		9.03%

2. 今回の調達資金の使途

今回の新株式発行による差引手取概算額 14,202 百万円については、①アクーゴ®の国内における普及体制の構築として、2027 年 12 月までを目途に 1,393 百万円を充当します。主な使途は、市販後臨床試験の準備・実施とそのデータ分析に加えて、アクーゴ®が安全かつ適正に使用されるための仕組みや体制の構築となります。②米国市場における SB623 外傷性脳損傷プログラムの臨床試験に係る費用として、2027 年 12 月までを目途に 9,442 百万円を充当します。③国内における SB623 脳梗塞プログラムの臨床試験に係る費用として、2027 年 12 月までを目途に 3,367 百万円を充当します。②及び③の主な使途は、臨床試験実施計画の策定から実施、及びそのデータの分析となります。

※詳細は、2025 年 11 月 6 日付の当社プレスリリース「海外募集による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておらず、英文目論見書も作成されておりません。なお、この文書で言及されている当社の新株式の発行に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。